

ドローンの活用に関する連携協定書

令和6(2024)年9月11日

ドローンの活用に関する連携協定書

青梅市（以下「甲」という。）と株式会社酒井組（以下「乙」という。）は、ドローンの活用により甲の災害対応力の強化と地域振興を図るため、相互に連携するものとし、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が相互に連携することにより、ドローンによる災害時の活用や新たな取組を進め、甲の災害対応力の強化と地域振興を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 防災・災害対策に関する事項
- (2) ドローン教育に関する事項
- (3) 地域振興に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項各号に掲げる事項に関する具体的な連携の内容については、その都度甲および乙が協議して定めるものとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲および乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更を行うことができるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了日の1か月前までに、甲または乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間同一の内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第5条 甲および乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人などを含む。）と

関係を持たないことを約する。

2 甲および乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いた信用毀損または業務妨害

(3) その他前2号に掲げる行為に類似するもの

3 甲および乙は、相手方が第1項の規定に反すると合理的に認められる場合または相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなくただちにこの協定を解除することができる。

(守秘義務)

第6条 甲および乙は、この協定の遂行により知り得た秘密事項を、この協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に開示または漏えいをしてはならず、この協定の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項およびこの協定の内容の解釈につき相違のある事項については、甲乙間で誠実に協議の上、これを解決する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自がその1通を保有する。

令和6年9月11日

甲 青梅市

代表者 青梅市長 大勢待 利 明

乙 東京都青梅市二俣尾3丁目843番地6

株式会社酒井組

代表取締役 須 田 晶 子